

# イラン・イラク戦争における海上経済戦 —その国際法上の意味—

新井京

## 目次

### はじめに

#### 一 イラン・イラク戦争への中立法規の適用

- 1 「中立」の可能性
- 2 「公海自由原則」と「中立国」の受忍義務

#### 二 捕獲措置の実施

- 1 捕獲措置の実施
- 2 捕獲措置への第三国の対応
- 3 商船の護送措置
- 4 小括

#### 三 商船の攻撃

- 1 海上排除水域と戦争水域
- 2 商船攻撃の合法性
- 3 海上経済戦と商船攻撃の関係

むすびにかえて

## はじめに

海上経済戦は、戦時において、敵の戦争継続能力を通商妨害により低減させるため、交戦国が主として海上で行う戦争行為である。そのために、伝統的な海戦法規では、捕獲と封鎖を行う交戦国の権利が認められている。<sup>(1)</sup> 捕獲とは、海上で敵国および中立国船舶（航空機）を臨検搜索し、捕獲審査を経て、その船体（機体）および積荷を没収することである。捕獲対象になるのは、原則として、敵船、およびそれに積まれた敵貨であるが、敵船内の中立貨ならびに中立船内の敵貨および中立貨も、戦時禁制品である場合には捕獲される。<sup>(2)</sup> 他方、封鎖とは、敵国港湾または沿岸を封鎖して、すべての船舶の立ち入りを禁止し、通過しようとする船舶および貨物の没収を認めるものである。<sup>(3)</sup>

交戦国にとつては、敵国への第三国からの戦争物資の流入をコントロールすることが戦争遂行上必要不可欠である。しかし、このような通商妨害が、第三国の通商活動に及ぼす影響には計り知れないものがある。したがって、中立法規および捕獲法には、海上経済戦を国際法の統制の下に置くことによつて、戦争の影響により第三国の利益が不当に脅かされること、および戦争が局外へ拡大することを防止するという重大な意義が認められる。このことは今日においても変わらない。

海戦法規、特に海上経済戦を規律する国際法規は、主として国際慣習法の規則として発展し、一八五六年の「海上法ノ要義ヲ確定スル宣言（パリ宣言）」、一九〇七年の「海戦ノ場合ニ於ケル中立國ノ権利義務ニ関スル条約（ハーグ第十三条約）」、一九〇九年の「海戦法規に関するロンドン宣言」（未発効）などによる法典化作業により明確化された。しかし、近年においては、特に第一次世界大戦後は、学説でも検討されることが少なく、実行上の混乱も生じているようと思われる。<sup>(4)</sup>

その理由として指摘されるのは、第一に、国際法上戦争そのものが違法化されたこと、および国連の集団安全保障システムが導入されたことにより、中立法規の妥当根拠が疑われたことである。伝統的中立法規は、交戦者の平等と、中立国の「公平」義務を基本的前提出しているが、この二つの前提が、今日の国際法秩序においては成り立っていない<sup>(5)</sup>というのである。また第二の理由としては、第一次・第二次の両世界大戦における海上経済戦の実行が、伝統的海戦法規を大きく逸脱しており、これに対する国際法上の評価が困難であったことが挙げられる。今世紀最大規模の海戦であつた両次大戦の実行の法的評価が定まらない以上、それ以前に成立した海戦法規がどのような変化を遂げたのか、不明確にならざるをえない<sup>(6)</sup>。

したがつて現代の海戦法規には、不明確なまま残されている点、あるいは欠陥が存在していると考えられている。このことを、国際社会に改めて強く認識させたのが、一九八〇年から八八年まで続いたイラン・イラク戦争で広範に行われた海上経済戦である。イラン・イラク戦争において、海上経済戦が特に活発化し始めるのは、緒戦における陸上戦が膠着状態に陥る一九八四年頃からである。戦争が長期化する以上、戦争継続を可能にする物資や資源の流入を阻止し、かつそのような補給を裏付ける唯一の外貨獲得手段である石油の輸出を阻止することが重要であると、両当事国により認識されたのである。そのために紛争当事国がとった手段は、伝統的な捕獲および封鎖のほか、タンカー（商船）への無警告での攻撃、および戦争水域の設定など、伝統的な海戦法規とは必ずしも一致しないものを含んでいた。また、それをめぐつて関係国がさまざまな対応を示した。現行の海戦法規が不明確ななかでの、それらの議論の対立は、現代海戦法規の抱える問題をそのまま反映したものであるとも言える。

そこで、本稿では、このようなイラン・イラク戦争における海上経済戦の実行、およびそれに対する国際社会の対応を検討することにより、海上経済戦の現代国際法における意味を考察する。この戦争での経験を契機として、多く

の国家の海軍マニュアルが改訂され<sup>(7)</sup>、国際的にも国際法協会（ILA）において海上中立法が検討課題<sup>(8)</sup>とされ、また、いわゆる「海上武力紛争に適用される国際法に関するサンレモ・マニュアル」が作成された。<sup>(9)</sup>このよつて現在の国際社会においては、海戦法規の改定の必要性が認められると同時に、現実にその整備が行われているところである。したがつて、それらの改定作業の出発点ともなつたイラノ・イラク戦争における海戦の実行の国際法的意義を再検討するハヤシは、重要な意味があると勧められるのである。

#### 註

- (1) 真山全「海上経済戦」西井正弘編『図説国際法』有斐閣、一九九八年、二九四頁。
- (2) 信夫淳平『海上国際法論』有斐閣、一九五七年、一一一以下参照。
- (3) Oppenheim, L. & Lauterpacht, H., *International Law*, Vol. II, 7th ed. (1952), p. 768.
- (4) 竹本正幸訳『海上武力紛争サンレモ・マニュアル解説書』東信堂、一九九七年三三~三五頁（訳者ははしやま）。
- (5) 例へば、石本泰雄『国際法の構造転換』有信堂、一九九八年、一七頁を参照のこと。*See also Wright, Q., "The Present Status of Neutrality", American Journal of International Law*, Vol. 34 (1940), p. 391.
- (6) 竹本『前掲書』二七頁。
- (7) 各国マニュアルの改定について、真山全「海戦法規における田標区別原則の新展開（1）」『国際法外交雑誌』九五巻五号五五頁、「国語文（11）」『国際法外交雑誌』九六巻一號二二一頁以下参照のこと。
- (8) International Law Association, *Report of the Sixty-fifth Conference-Cairo* (1992), pp. 163-181; *Report of the Sixty-six Conference-Buenos Aires* (1994), pp. 570-599; *Report of the Sixty-seventh Conference-Helsinki* (1994), pp. 364-400.
- (9) キハム・マーハル起草のサンレモの意義について、Doswald-Beck, L. (ed.), *San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea* (1995) pp. 61-69 (英訳・竹本『前掲書』二二一~二二二頁), Doswald-Beck, L., "San Remo Manual on International Law Applicable to Armed Conflicts at Sea", *American Journal of International Law* Vol. 89 (1995), pp. 192-208. 参照人「海戦法規の国際的再構築——一九九四年のキハム・マーハル——」『被轟』二二七號

八八レ一一二頁を参照のこと。

## 一 イラン・イラク戦争への中立法規の適用

### 1 「中立」の可能性

イラン・イラク両国間の国境地帯の領有権をめぐる対立を直接のきっかけとして、一九八〇年九月に勃発したイラン・イラク戦争は、イラク軍による先制攻撃によって開始された。<sup>(10)</sup> しかし法的には、イラクが「侵略国」であるとは評価されなかつた。米ソ両国がイラクよりの立場にあつたことも影響して、国連安保理は、この紛争を通じて、いずれの国が侵略国であるのかについて、明示的、かつ有権的な決定を行わなかつたのである。安保理は、戦争開始直後から「両交戦国がさらなる武力行使を慎み、平和的手段によって紛争を解決するよう要請」<sup>(11)</sup> し、後年タンカー攻撃が激化すると、公海の航行自由を侵害するような戦闘方法の停止を求めた。しかし一貫して、戦争の開始に責任のある侵略国を認定することはなかつた。

国連発足後の多くの武力紛争では、イラン・イラク戦争のように、安保理が「侵略国」を法的に認定しない事例が多く見られた。そこで、戦争の違法化と集団安全保障システムの登場にともなつて主張された先述のような中立法規の妥当性を疑う議論に対し、しばしば次のような反論がなされた。すなわち、安保理が、いずれか一方の当事国を「侵略国」と認定しない以上、こうした武力紛争を、交戦者の平等を前提とした伝統的な「戦争」と区別する理由はなく、紛争非当事国は「中立」の地位に立ち、伝統的な中立法規が適用可能であるというものである。<sup>(12)</sup> 従来の中立法規がそのまま適用されるとすれば、第三国は「中立国」としての義務を負うことになり、いずれの当事国をも利することができないよう「公平義務」を負い、かつ紛争当事国による一定の交戦権の行使を受忍する義務を負う。

しかし、第二次大戦後の多くの国際武力紛争でも例証されるように、安保理が「侵略国」を認定しない武力紛争においても、第三国が中立国としての義務を果たさないことがある。特に第二次世界大戦の場合のように、いずれの国家が「侵略国」であるのかが明確である場合には、第二国は公然と侵略被害国に軍事的援助を行うことができる<sup>(13)</sup>と考えられた。<sup>(14)</sup>いわゆる「非交戦国（non-belligerency）」という立場である。

イラン・イラク戦争においても、第二国とった立場は伝統的な中立国のそれとは大きくかけ離れ、公式には紛争には中立の立場をとると述べながらも、いわゆる「公平義務」に甚だしく反する行為が見られた。米国、ソ連、中国といつた安保理常任理事国は、紛争への不関与、「厳密な中立」の姿勢を明らかにしていた。しかし例えば、米国は一貫してイラクよりの姿勢を示し、偵察衛星により得られた情報をイラクに提供し、後述のように、クウェートのタンカーを保護するために米国への船籍変更を行うなどして、非常に高い度合いで関与を深めていた。また、それぞれ、ソ連はイラクの、中国はイランの主たる兵器提供国であった。フランスも戦争開始当初からイラクを支援し、航空機の貸与やエグゼミサイルの売却などにより、イラクの軍事能力の向上に著しく貢献している。多くのアラブ諸国も、公式には中立の立場を表明しながら、イラクを強力に支援した。特にクウェートは、沿岸部を封鎖されたイラクのために物資輸入の中継基地として機能しており、イラクの戦争継続能力を支えていたことは明白であつた。<sup>(15)</sup>

このように、イラン・イラク戦争での第三国の立場は、第三国が「非交戦国」として侵略犠牲国を援助することができるというのみならず、さらに進んで、安保理の決定のない限り、いずれの当事国（あるいは両方の当事国）をも援助する自由があるという前提に立つてているようにも思われる。

理論的に言えば、少なくとも安保理が「侵略国」を認定しない場合には、紛争当事国を差別して取り扱う義務は生じないので、第三国には、当事国を平等に取り扱い、みずからは「中立」の立場を選択する「自由」がある。<sup>(16)</sup>この点

では、バクスターの述べるよう、伝統的中立の妥当する余地があると言えよう。しかし、安保理が決定しない場合であっても、第三国は紛争当事国を平等に取り扱う義務は存在しない。ここに「非交戦状態」の存在しうる余地がある。イラン・イラク戦争における第三国の立場も、このことを如実に示していると言えるだろう。

ここで最も問題となるのは、第二国が「公平義務」から逸脱する場合、中立法規はそのような「非交戦国」にも、真の意味での「中立国」と同様に適用されるのかどうか、言いかえれば、公平義務の逸脱によつて、第三国は、中立法規の適用上何らかのネガティブな影響を受けるのかどうかである。<sup>(18)</sup>この点は、第二次世界大戦以来の実行でも、必ずしも明らかにはされてこなかつた。

## 2 「公海自由原則」と「中立国」の受忍義務

イラン・イラク戦争においては、商船攻撃や捕獲といった措置が、両当事国によつて公海上で実施された。<sup>(19)</sup>当事国による通商妨害の影響をこうむつた第三国は、かかる船舶の航行の妨害が、もつぱら「公海自由原則」の違反であると主張した。

問題となるのは、海洋法が定める公海の航行自由が、今日の武力紛争においてどの程度尊重されるのかという点である。従来は、第二国（中立国）は戦時においても、他の中立国または交戦国との通商を継続する権利、およびそのためには海上航路（公海）を航行する自由を認められていた。しかしその「例外」として、交戦国による商船の捕獲や封鎖などの制度が認められ、交戦国がそのような中立法規に則つて行動する限り、中立国はそれを受忍する義務が存在し、その一方で、商船への攻撃は一般的に禁止されていた。イラン・イラク戦争において繰り返し強調された「公海の航行自由原則」は、従前のこのような基本的枠組みのなかで捉えられ、一定の「受忍義務」を内包するものと考

えられているのであろうか。

ペルシャ湾周辺海域での航行の自由は、従来から、政治的、地政学的理由で、重視されていた。この紛争においても、諸国は一貫して、ペルシャ湾、特にその出入り口となるホルムズ海峡の航行の自由を強く主張した。国連安保理の決議も、この点を強調している。

例えば安保理の決議五四〇は、第三項において、

「国際海域における航行と通商の自由を確認し、すべての国家にこの権利を尊重するよう要請し、またペルシャ湾地域<sup>(20)</sup>におけるすべての敵対行為を直ちに停止し、かつ他の沿岸国の領土<sup>(21)</sup>保全を尊重するよう交戦国に要請する」

とし、同じく安保理決議五五二の一、二項は

「一、すべての国に、国際法にしたがって、航行の自由の権利を尊重するよう要請する」

「二、敵対行為の当事国ではない沿岸国<sup>(22)</sup>のすべての港湾と施設に向かう、およびそこからの途上にある船舶の、国際海域および国際航行要路における、航行の自由の権利を再確認する」

としている。このような「公海自由原則」の承認は、国連の外でも、各国家の個別の実行<sup>(23)</sup>や、国際機構の決議に繰り返されている。

ここで問題になるのは、どのような行為が「公海の航行自由原則」を侵害するとされているのかである。言いかえれば、武力紛争中であっても平時と変わりなく航行の自由を尊重するべきだという立場から、あらゆる通商妨害を非難しているのか<sup>(24)</sup>、それとも武力紛争中であるから、紛争当事国による通商に対する一定の制約が存在するのを前提（中立法規に言う受忍義務）として、かかる制約（戦争法）を逸脱した侵害行為だけが非難されているのかである。安保理決議について言えば、それらの決議は、タンカー攻撃に対するペルシャ湾岸諸国の抗議が契機となつて採択されている<sup>(25)</sup>。タンカー攻撃の被害を受けたと主張する湾岸諸国は、いずれも、その攻撃が国連憲章に反する侵略であり、海洋法が保障する公海の自由航行の権利を侵害するものだとして非難した<sup>(26)</sup>。しかし、ここで注目しておくべきことは、「武力紛争」中であることには特別な注意が払われず、公海上での航行の自由のみが強調され、大部分の国は、タンカー攻撃の違法性を、海戦法規（武力紛争法）の違反として非難しているわけではないという点である。唯一の例外は、決議五五二採択にあたつて示されたオランダの立場である。オランダ代表は、

「…国際法の下、交戦国は、他の交戦国の港への、およびそこからの船舶の航行を制限する措置をとることができる。この措置は、必然的に、対象船舶の旗国である第三国の権利に影響する。…国際法はかかる措置の実施に関するある種の制約を課している。商船への意図的攻撃、および使用される手段によって無差別となる攻撃は、ペルシャ湾のいずれの場所で行われるものも、許容された武力行使の範囲を明白に逸脱するものだ」<sup>(27)</sup>

として、「タンカー攻撃」が違法であると述べつつ、「タンカー攻撃」以外の措置によつて通航を制約した場合に合法とみなされる余地があることを認めている。しかし、大部分の国家の言動は、航行の自由を、武力紛争においてもい

かなる制約を受けない第三国の権利と捉えているのか、それとも、オランダのように、海戦法規に則った交戦国の正当な規制の権利を認めつつ、本件のような無警告の商船攻撃のみを、公海自由を侵害する違法行為だと述べているのか、判然としない。<sup>(28)</sup>

さらに先述の安保理決議五五二<sup>(29)</sup>は、第一項で「公海の航行自由」を確認し、第五項では、タンカー攻撃の中止を要請すると同時に、「敵対行為の当事国ではない国家への、およびそこからの途上にある船舶への干渉を行わないよう要請する」とも述べている。この文言の具体的な意味は、決議の審議過程からは読み取ることはできない。しかし、第三国へ向かう船舶への「攻撃」以外の干渉手段としては、主として捕獲措置が考えられ、これを非難するものであると解するのが最も適当であろう。ただしそう考えたとしても、安保理では「攻撃」とならんで「捕獲」措置も国際法上許容されないと理解されていたとは、必ずしも<sup>(30)</sup>言えない。<sup>(31)</sup>安保理は、「紛争の拡大」につながるあらゆる暴力行為を慎むよう、当事国に一貫して求めており、第五項もその文脈で捕獲を慎むよう要請しているのであって、捕獲そのものを否定しているわけではないと考えることもできるからである。

いずれにせよ、各國が、捕獲措置等の干渉行為をどの程度受忍すべきものと考えていたのか、あるいは商船攻撃がどのように非難されていたのかを明らかにするために、捕獲措置および商船攻撃の実行、ならびにそれに対する第三国の反応を詳しく検討する必要がある。

#### 註

(10) 「いのいふは多々の論者が当然の前提としているのである。E. g. Weller, M. "Comments : The Use of Force and Collective Security", *The Gulf War of 1980-1988: The Iran-Iraq War in International Legal Perspective* (Dekker, I. F. & Post, H. H. G. eds., 1992), p. 71.

- (11) S/Res/479 (1980), 28 September 1980.
- (12) Baxter, R. R., "The Legal Consequences of the Unlawful Use of Force Under the Charter", *Proceedings of the American Society of International Law*, Vol. 62 (1968), p. 73. たゞ、真田伸「湾上紛糾戦に及ぶか内戦の問題」『東洋政治年報』八号・八~九頁を参照。)
- (13) 松井他『国際法（第11版）』有斐閣、一九九七年、1111頁。
- (14) 「非戦闘」の概念をもつて Gioia, A., "Neutrality and Non-Belligerency", *International Economic Law and Armed Conflict* (Post, H. H. G. ed., 1994), pp. 51-110 を参照。)
- (15) Boczek, B. A., "The Law of Maritime Warfare and Neutrality in the Gulf War", *The Persian Gulf War: Lessons for Strategy, Law and Diplomacy* (Joyner, C. C. ed., 1990), p. 181.
- (16) Gioia, A. & Ronzitti, N., "The Law of Neutrality: Third States' Commercial Rights and Duties," in Dekker & Post, op. cit., p. 232.
- (17) 朝の駆逐艦もあらず、例へばハーメルン、敵争闘地やある場合では中立権は存続するが、ルーハードなど場合では中立権の喪失は想像されるべきである。Norton, P. M., "Between the Ideology and the Reality: The Shadow of the Law of Neutrality", *Harvard International Law Journal*, Vol. 17 (1976), p. 309.
- (18) See Gioia, op. cit., p. 99.
- (19) タハカ一攻撃による捕獲封置の実行に躊躇し、船もへず Navias, M. S. & Hooton, E. R., *Tanker Wars: The Assault on Merchant Shipping during the Iran-Iraq Conflict, 1980-1988* (1996) を参照。)
- (20) S/Res/540 (1983), 31 October 1983.
- (21) S/Res/552 (1982), 1 June 1984.
- (22) 例へば米国 (*Department of State Bulletin (DSB)*) Vol. 85 (May 1985) p. 46; DSB Vol. 86 (December 1986) p. 72; DSB Vol. 87 (July 1987) p. 62; id. (August 1987) p. 78, 82; id. (September 1987) p. 39; たゞ、英國 (*British Yearbook of International Law (BYIL)*) Vol. 57 (1986) p. 629, 635, 644; BYIL Vol. 58 (1987) p. 638; BYIL Vol. 59 (1988) pp. 581-582)

の実行を参照の上<sup>660</sup>。安保理決議の審議過程では、他の諸国よりの立場を繰り返してある（S/PV. 2541, 2542, 2543, 2545, 2546 (1984))<sup>6</sup>

- (23) 例へばアントニオ・リザード、理事官としての年とペセ「航行の自由」が維持されるべきの重要性が強調される（DSB Vol. 81 (February 1981) p. 15; *NATO Communiques 1987* p. 27 cited in Gioia & Ronzitti, op. cit., p. 224 n. 20)、同一のペペル  
ルドム、一九八八年四月にベーケン發表された西欧同盟外相国防省会議声明、「航行自由の原則を尊重する立場」を強  
調した（*Keesing's Contemporary Archives* Vol. 34 (1988), p. 36106. cited in Gioia & Ronzitti, op. cit., p. 224 n. 20)。
- (24) 戦争の違法化による「中立国が戦闘国との連絡する権利」の基盤がより強められたことへの考え方である。伝統的な臨検搜索  
の権利が戦争違法化により制約されるべきものである。See Gioia & Ronzitti, op. cit., p. 223.
- (25) 安保理決議採択に至る討議の契機となつたのは、湾岸六カ国（バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジア  
ラビア、アラブ首長国連邦）の国連代表による安保理議長への一九八四年五月の書簡（S/16574, 21 May 1984）であり、  
本国港への、またはやいかかの航行の自由へのイランによる侵略行為を検討する安保理の緊急協議を求めるべきである。イ  
ランによるカーデ島周辺でのイランタンカーへの攻撃は以前から行われていたが、イランによる第11回けタンカーの攻撃  
が同月に開始されたからである（Navias & Hooton, op. cit., pp. 77-79)。
- (26) 例へばクウェート代表の発言（S/PV. 2541 para. 10, 17)。
- (27) S/PV. 2546, para. 31
- (28) リの点について真山教授は、安保理の議論における捕獲措置が及んでいたのは、それらの措置が合法的な措置であ  
るが当然の前提とされただからだと説明される（真山「前掲論文（新展開・1）」国際法論15(1)）。
- (29) S/Res/552, op. cit., para. 5.
- (30) Russo, F. V., "Neutrality at Sea in Transition: State Practice in the Gulf War as Emerging Customary Law", *Ocean  
Development and International Law*, Vol. 19 (1988), p. 395; Fenwick, W. J., "The Exclusion Zone Device in the Law of  
Naval Warfare", *Canadian Yearbook of International Law*, Vol. 24 (1986), pp. 120-121.
- (31) E.g. S/Res/479, op. cit., para. 1; S/Res/552, op. cit., para. 3.

## 二 捕獲措置の実施

### 1 捕獲措置の実施

イラン・イラク戦争では、伝統的海戦法規に則った捕獲措置が行われたが、その全てがイランによるものだつた。イランによるイラク沿岸部封鎖が実効的に機能していたため、イラクは艦船がペルシャ湾で行動することができず、航空機による作戦のみに依拠していた。そのため、イラクによる商船への臨検は不可能だつたのである。

イラン海軍は、ペルシャ湾内の国際水域、ホルムズ海峡、さらにはオマーン湾で、捕獲措置を実施した。大部分の船舶は、停船を命じられ捜索を受けた後、航行の再開を許された。しかし戦時禁制品を積んでいると疑われたごく少數の船舶は、バングル・アッバース港等へ引致され、禁制品を没収された。<sup>(32)</sup>

イランによる捕獲で、公表されている資料から確認できる最初の例は、一九八一年八月にホルムズ海峡で発生した、デンマーク船「エルザ・キャット」の拿捕、引致である。<sup>(33)</sup>その後、一九八五年夏に捕獲措置は本格化した。同年七月のイランの声明によれば、「国際法にしたがつて、イラクに向かう全ての貨物を没収する」とこととされた。<sup>(34)</sup>

このような実行を正当化するために、イランは一九八七年一一月に捕獲措置に関する国内法を制定した。同法によると、「イランと戦争状態にある国」に属する物品はすべてが捕獲品となる。また、中立国に属する物品、ならびに中立国国民および敵国国民に属する物品については、敵の戦争努力の維持に有効に貢献するか、または最終目的地が直接的であれ間接的であれ、「イランと戦争状態にある国家」である場合に、捕獲品となる。<sup>(35)</sup>また同法によると、拿捕した船舶と貨物の最終的な地位を決定するための捕獲審査所が設置されることになつている。

イラク沿岸部の封鎖によりイラク港湾へ出入りする船舶がなかつたため、イランによる捕獲は第三国港湾に出入り

する船舶に対し行われた。クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦等のペルシャ湾岸諸国港向けの貨物船が停船を命じられ、搜索を受けたのである。これは、先の捕獲に関する国内法に基づくものであり、いわゆる「継続航海主義」を採用している。当時それらの湾岸諸国が、イラクへの貨物の中継地となつていることは公然の事実であった。これは例えば、クウェートの輸入額が、紛争勃発後、イラク沿岸部が封鎖されるのに伴つて異常に増加したことからも推測することができる。<sup>(36)</sup>

このような臨検搜索は、非常に多数の船舶に対して行われ、例えばイランの公式のコメントでは、一九八五年秋からの一 年半の間に一二〇〇隻の船舶に対して行われ、約三〇の貨物を没収したという情報がある。<sup>(37)</sup>

## 2 捕獲措置への第三国の対応

イランは一九八五年から捕獲措置を本格的に開始したが、これに対して第三国はさまざまな対応をしている。

### ① 捕獲そのものに対する異議

イランによる捕獲措置について、もう一方の紛争当事国であるイラクは、八一年の最初の第三国商船拿捕の際、すでに、かかる拿捕を、「国際海峡の自由航行を侵害する」違法行為だとして非難していた。<sup>(38)</sup>

八五年に捕獲措置が本格化してからは、例えばクウェートが、自国に向けて航行していた自国船籍および第三国船籍の商船に対してイランが行つた臨検搜索および抑留について、国連事務総長宛ての書簡で次のように異議を申し立てた。

「これらの商船は公海上を航行していたのであり、イラン当局にはインターセプトする権利はない。…これらのイランの行為はすべての国際規則および国際条約、ならびに公海における航行自由の原則の重大な違反である。<sup>(39)</sup>」

これに答えてイランは、「これらの船舶の積荷は武器であり、イラクに輸送するためにクウェートに向かっているのであるから、自國による搜索は正当である」と反論している。<sup>(40)</sup>

## ②捕獲の権利の承認（米国の立場）

イランの捕獲に対する米国の対応は、極めて微妙なものであった。政治的には、テヘラン人質事件の余韻も浅からぬこの時期に、イランによる自國通商の妨害は許容できるものではなく、自國船舶および同船舶乗組員の抑留という事態は可能な限り避けなければならなかつた。<sup>(41)</sup>しかし、法的には、イランには第三国船舶を臨検搜索する権利があることを承認せざるをえなかつた。そこで、八六年一月に米国船籍の商船「プレジデント・テーラー」（アラブ首長国連邦のフジヤイラ港に向けてオマーン湾を航行中）が、米国商船として初めて臨検搜索を受けた事件への対応で、十分に考慮された言葉で次のように述べた。

「海戦法規は、伝統的に、中立国船舶がイラクに禁制品を提供するために用いられていないかを確認する権利を、交戦国に与えている。われわれは、個々の事例の事実を評価し、個々の停船と搜索が状況から見て妥当なものかどうかを判断する」<sup>(42)</sup>

「交戦国による船舶捜索は国際法上根拠がある。同時にわれわれは、イランの政策を、イラン・イラク戦争が作り出した重大な否定的影響の一つであると考える。<sup>(43)</sup>」

「また、権利の誤解および逸脱の危険、ならびに権利行使に必然的に伴う暴力の危険ゆえに、このような措置をイランがとることに憂慮する。<sup>(44)</sup>」

ここでは、捕獲の実行の法的有効性を承認しつつ、このような実行に対する不快感を表明している。

### ③「自衛権」に基づく権利の承認（イギリスの対応）

他方、イギリスがとった対応は、法的に特徴的なものであり、注目される。一九八六年一月に、英國商船「バーバー・パーシュース」が停船捜索を受けたことに関する、英国外務担当国務大臣は議会答弁のなかで次のように述べた。

「英國は公海上の航行自由の原則を支持する。しかし国連憲章五一一条の下で、イランのような武力紛争に関与する国家は、仮に外国の商船が紛争において利用されるであろう武器を敵国に運んでいると疑う合理的な根拠がある場合には、固有の自衛権を行使して、当該外国商船を停船させ捜索する権限を有する。<sup>(45)</sup>」

最も注目されることは、英國政府が、イランのこの権利行使の根拠を、交戦国としての権利ではなく、憲章五一一条に基づく自衛権と考えていることである。すなわちイランは、自衛のために必要な範囲でのみ、捕獲権を行使できるのであり、その必要性と均衡性をこえて、交戦権を行使することができるわけではない、と考えているのである。

また、臨検捜索の対象となるのは、敵国に「武器（後には「武器および戦争物資」<sup>46</sup>）」を運搬している場合に限るのであつて、広範な戦時禁制品表を作成して一律に捕獲することが許容されているわけではない点にも注意する必要がある。これは英國が捕獲措置の根拠を自衛権に求めたため、その帰結として自衛の要件である「均衡性」が考慮された結果であろう。英國は、この立場をさらに踏み込んで、自衛に基づいて紛争当事国の権限範囲を限定し、

「この（紛争当事国の…引用者註）権利は海上封鎖その他の海上経済戦の措置をとることまで許すものではない」<sup>47</sup>

と付け加えている。全面的な海上封鎖などは、自衛のために必要かつ均衡した措置であるとは必然的に認められないということを示しているのである。

#### ④ 捕獲措置の拒否

米国は、先述のように、イランによる捕獲が、交戦国に法的に許容された権利の行使であることを認めていた。しかし、実際には米国軍艦がイランの臨検措置を妨害したこともある。例えば、八六年五月には、米国商船「ブレジデンスト・マッキンリー」が、オマーン湾の公海を航行中に、イラン・フリゲート艦から、臨検捜索を行う旨のコンタクトを受けたが、同商船の至近距離に居た米国海軍駆逐艦が、イラン軍艦に警告を発し、同商船への接近を阻止しようとした。<sup>48</sup>

さらに、より明確に自国船舶への臨検捜索措置を拒否した国家もある。例えばフランスの対応である。一九八五年

一〇月に、フランス商船「ヴィエ・ダンジェール」にイラン軍艦が接近を試みた事例で、付近の海域に展開中のフランス軍艦が、イラン軍艦に警告を発し、「同商船をインターセプトするならば、武力行使も辞さない」として、イラン軍艦に臨検搜索措置の発動を思ひとどまらせることに成功した。<sup>(49)</sup> ただし、フランスは、その後、このような自國軍艦の行動が捕獲措置を拒否する「護送」には該当せず、「随伴」にすぎないのであるとして、イランによる捕獲の権利を害するものではないという趣旨の声明を発しており<sup>(50)</sup>、同国の実行には統一性がない。

ソ連の場合、イランによる捕獲に対する法的立場は定かではないが、現実の対応は非常に明白であった。八六年九月に自国タンカー（「ピヨートル・イエミソフ」と「ツトフ」）が相次いで乗船搜索を受けたことに抗議し、ソ連は軍艦を派遣し自国タンカーの護衛にあたらせることを決定した。そのため、イラン当局は、結局ソ連船舶に対する臨検搜索を事実上とりやめたのである。<sup>(51)</sup>

それに対しても、英國はイランに対する抗議をしばしば行つたが、それは臨検搜索そのものに対するものではなく、拘留や、検査による船舶の遅延、当該船舶に対する嫌疑の薄弱などを理由とするものにとどまつた。また、米仏ソ三国の軍艦とは異なり、英國軍艦がイランによる臨検搜索権の行使を妨げるために直接的に行動することもなかつた。<sup>(52)</sup>

イランによる捕獲措置の実行は、各國によって默認されたと指摘されることがある。<sup>(53)</sup> タンカー攻撃が集中的に非難されたのに対して、同じように第三国による公海の航行に影響を及ぼした捕獲措置が非難を受けなかつたので、捕獲は今日でも國際法上有効な戦闘手段の一つであるというのである。確かに各國政府による公式の声明では、イランが敵国への物資の流入をコントロールする権利を承認または默認している国家が多い。また臨検搜索の権利を否定しようとする立場は、法的に一貫した主張ではない。しかし、以上に見られるように、各國の対応は必ずしも統一的なものではない。また多くの國家が、自國軍艦をペルシャ湾に派遣し、臨検搜索を実力で阻止する行動をとつていたこと

も見逃せない。そこで、このような軍艦による護送措置が、法的にはどのような意味を持つのかを検討しておく。

### 3 商船の護送措置

#### ① 各国軍艦派遣の目的

紛争勃発以前から、ペルシャ湾海域とホルムズ海峡の自由通航は、国際社会の重要な関心事項であった。したがつて戦争の勃発と進展に伴い、米国、英国などの西側各国とソ連は、ペルシャ湾およびホルムズ海峡での自國商船の自由航行を支援するために、海軍艦船を派遣した。しかしその当初は、その役割は当該海域に「目に見える海軍力のプレゼンス」を示すことにあるとして、少数の艦船をホルムズ海峡付近に展開するにとどまつた。<sup>(54)</sup> このような艦船のプレゼンスにより、自國商船のペルシャ湾への出入りを奨励するという効果を期待したのである。

このプレゼンスにより自國商船の自由航行を支援する行動は、紛争の激化に伴つて、より具体的な「護送措置(escort)」や「随伴(accompanying)」といった手段に変化した。米国などは、イランによるタンカー攻撃が激化するにしたがつて、ホルムズ海峡付近の艦船は、自由航行の維持のために、必要なならば武力行使も辞さないと警告をし<sup>(55)</sup>ばしば行うようになつた。<sup>(56)</sup> 実際、いくつかの軍艦派遣国は、紛争当事国による自國船舶への攻撃を抑止するためだけではなく、攻撃を受けた場合に反撃を行う権利を承認していた。

ペルシャ湾に派遣された各国軍艦は、当初は、自國商船の保護のみが可能で、他國商船については、当該船舶が攻撃を受けた場合にのみ対応できることになつていた。しかしその結果、自國軍艦による保護を受けられない第三国の船舶に攻撃が集中した。そこで、西側各國は政策を転換し、危険に陥つた外国船舶の保護を可能とするように任務を拡大するに至つた。<sup>(57)</sup> 例えば米国は、「友好的で無害な中立国船舶で、戦争水域または排除水域の外にあり、禁制品の

輸送に従事したり、紛争当事国による正当な臨検検索に対抗したりしていないもの<sup>(58)</sup>」の保護を行うこととした。また、米国を含むいくつかの国家は、クウェートのタンカーを自國軍艦の保護下に置く目的で、それら船舶の自國への船籍変更<sup>(59)</sup> (reflagging) を行つた。

## ②軍艦による護衛と捕獲の関係

これらの措置は、激化するタンカー攻撃に対してとられた軍事的対応である。しかし、軍艦による自國商船の保護は、攻撃の抑止だけではなく、臨検・検索を抑止する効果も持つ。その例が、先に述べた、フランスやソ連の軍艦が行つた臨検の阻止である。イランが臨検検索を行う権利を保持することを認めながらも、軍艦による保護によって臨検検索が事実上不可能になつたのである。それでは、この軍艦による保護と捕獲との関係はどのように説明できるのであろうか。

米国は、自國商船、友好国商船、および船籍変更されたタンカーを、自國海軍艦船による護送することで、攻撃を抑止するとともに、いわゆる「護送船団」(convoy) の権利を主張しようとした。これは、一九〇九年の「海戦法規」に關するロンドン宣言<sup>(60)</sup>に起源を持つ規則であるが、自國軍艦の護送下にある中立国商船は交戦国の臨検から免除されるというものである。米国は、ロンドン宣言に基づいて、次のように述べている。

「わが国の行動は適用されるすべての国際法の規則に合致している。中立国が、自國船籍の船舶で、禁制品を運搬しているのではない船舶を保護する権利を、国際法の規則は明確に認めている。」<sup>(63)</sup>

「国際法は明らかに、中立国が、他の中立国の港に向かう自國船舶を護送し保護する権利を認めている。…交戦

国が臨検と搜索の権利の行使を望む場合には、米国の護送艦が禁制品が船内に存在しないことを証明する。<sup>(64)</sup>…

これに対して、英國とフランスは、自國軍艦の活動は、「隨伴」であつて「護送」ではないとし、護送船団方式をとらなかつた。すなわち、英仏両国の軍艦は、状況に応じて必要な場合に自國商船の保護を行うのであつて、「護送」のように常に保護が与えられるという保証はしなかつたのである。<sup>(65)</sup>

この英國・フランスの立場と、米国・イタリアの護送船団方式は、特に武力行使権限をめぐつて大きく異なる帰結をもたらす。米国の護送艦船の武力行使規則（R.O.E）では、自國艦船の五海里以内への紛争当事国船舶および航空機の無許可での立ち入りを許さず、警告に従わない船舶・航空機には、防衛措置をとる権限が与えられていた。<sup>(66)</sup>これに対しても英國隨伴艦船のR.O.Eでは、英國船舶（および海外領土船舶）に対する攻撃があつた場合にのみ、武力を行使することが許されたのである。<sup>(67)</sup>この武力行使権限の相違を反映し、米国はイランの臨検搜索を実力で拒否したのに対しても、英國はイランによる臨検搜索を拒否しなかつた。ところで、先述のとおり、フランスは、当初臨検を拒否する姿勢を示したが、後にこの行為は「護送」ではなく、「護送船団」を形成するものではないと強調した。<sup>(68)</sup>

このように、米国とイタリアは、護送船団を編成してイランによる臨検搜索を拒否した。この護送船団方式は、國際法上認められるかどうか長らく争いはあつたものの、交戦国の捕獲の権利を前提とし、それと両立するものとして理解されていた。したがつて、イランによる臨検搜索の権利を肯定していながら、自國艦船の護送下にある船舶への臨検搜索を事実上拒否することは矛盾するものではない。

## ①捕獲の権利

iranの行つた捕獲措置に対する反応を見た。そのなかには、否定的な反応も見られたが、iranはそもそもそのような措置を行うことができないという立場をとった国はなかつた。例えば、ソ連や（当初の）フランスの軍艦は捕獲措置を妨害したが、必ずしもその法的根拠を明確にはしなかつた。米国は、護送の概念により実質的に自国船舶への臨検搜索を拒否したが、他方でiranが交戦国として捕獲措置をとる権利を認めていた。

また、クウェートなどが行つた抗議も、第三国である自国への海上輸送が妨害されることへの抗議であり、またイランのそれは、ホルムズ海峡という国際海峡での捕獲の妥当性を問うものにすぎなかつた。これらも、iranが実際に行つた捕獲措置の態様、内容を疑問視しているのであつて、iranの捕獲の権利そのものを否定しているのではない。

かつて、戦争が違法化された現代の国際法では、武力紛争の当事国は捕獲措置などの交戦権を行使することはできないという考え方<sup>(69)</sup>が存在した。しかし、しばしば指摘されるように、第二次世界大戦後の多くの武力紛争において、中立法規に基づいて捕獲措置が実施された実行が見られるのであり<sup>(70)</sup>、そのような捕獲（中立法規）無用論は説得力を持たない。iran・イラク戦争におけるiranによる捕獲措置も、それらの先例とともに、今日でも捕獲措置が国際法上許容された戦闘手段のひとつであることを示すものである。

ただし、英國の対応には注意が必要である。英國は、捕獲を、他国のように交戦国の権利としてではなく、国連憲章五一条の自衛権に根拠付けた。この立場によると、今日では、武力紛争の当事国が捕獲などの海上経済戦を行つて、第三国との通商の権利を制限できるのは、自衛のための必要性と均衡性の範囲内に限られるのであり、従来のように戦争が開始されれば、交戦国の権利として全面的、包括的な海上経済戦を実施することができるわけではないというこ

となる。戦争違法化後の国際社会における、武力紛争法、特に中立法規の存立基盤についての、有益な理論的説明として、注目に値する考え方であろう。<sup>(71)</sup>

また、交戦国が捕獲権を行使するために「戦争状態」の存在が必要かどうかについても、明確な解答が示された。これまで、国連憲章下においても、捕獲の実施には従来のような「戦争状態」が条件となるとする説があつた。<sup>(72)</sup>しかしイラン・イラク戦争では、当事国による宣戦布告がないまま臨検捜索が行われた。<sup>(73)</sup>確かに紛争当事国はしばしば、「戦争状態」という語を用いているが、それが必ずしも法的意味における「戦争状態」を意味するとは解されない。<sup>(74)</sup>イランの捕獲について論じる際に、宣戦がなされていないことや、「戦争状態」の存否を問題にした国家もなかつた。<sup>(75)</sup>むしろ、英國のように、この武力紛争を意識的に「戦争」とは評価しなかつた国家であつても、イランによる捕獲権の行使を認めるといった例が見られるのであつて、捕獲権行使は、戦争状態の存在を条件としないことが明らかになつたと考えられる。

## ② 捕獲の実施態様、範囲

このようにイラン・イラク戦争での諸国の実行は、捕獲措置そのものが今日でも法的に許容されうる戦闘手段であることを裏付けるものであるが、捕獲の実施態様や捕獲品の範囲などでいくつか注意しておくべき点がある。

まず捕獲対象の範囲についてであるが、イランは国内法を制定して自国の立場を明らかにした。それによると、捕獲物として没収の対象となるのは、第一に、「イランと戦争状態にある国」に属する物品であるが、これはすべてが捕獲品となる。しかし、「敵国国民」に属する財貨は、伝統的捕獲法では敵国に属する財貨と同じく捕獲品となるが、同法はそれを、中立国またはその国民に属する物品と同じ基準に服せしめている。すなわち、敵の戦争努力の維持に

有効に貢献する場合、また最終目的地が敵国である場合に捕獲物とされるというのである。さらに同法によると、イランがイラクへの持ち込みを特に禁止するものも捕獲物となるとされているが、禁止されるものの具体的な内容は明らかになつていらない。

伝統的な捕獲法では、敵船と敵船上の敵貨はすべてが捕獲物とされるが、敵船上の中立貨と中立船上の敵貨は、それが禁制品である場合<sup>(77)</sup>に捕獲物とされる。イラン法では、この禁制品を一般的に「戦争努力の維持に有効に貢献する」ものとしている。これに対し英國は、イランが臨検搜索を行いうるのは「武器および戦争物資」を運搬している十分な嫌疑が存在する場合に限られるとしているが<sup>(78)</sup>、実行上、イランは非常に広い範囲の物品を「禁制品」として捕獲した。

またこの戦争で、イランはいわゆる「継続航海主義」の考え方により、第三国向けの船舶の臨検搜索を行い、最終目的地がイラクである場合にこれを捕獲物とした。クウェートなどの第三国は、このような自国向けの船舶の搜索を非難した。また、安保理での議論のなかで、オランダ代表が、紛争当事国の捕獲の権利を、「他の交戦国、港への、およびそこからの船舶の航行」を制約する権利と述べており<sup>(79)</sup>、その議論の結果採択された安保理決議も、先述のように、「敵対行為の当事国ではない国家への、およびそこからの途上にある船舶」への干渉を停止するよう要請している。しかし、それ以外の国家は、クウェートがイラクへの貨物輸送の中継地となつていると認識し、クウェート向け船舶の搜索に特別抗議をすることもなかつたのであって、伝統的な「継続公海主義」の概念が有効であると考えるべきであろう。<sup>(80)</sup>

また、国際法上の扱いが争われていた「護送」の権利については、米国による自国タンカーの護衛そのものには、特に異議がさしまれなかつた。そのため、長らく争いのあつた「護送」の権利の概念が慣習法上認められたと言

つてもよからう。

最も問題になるのは、湾岸諸国や米国のように、中立法規の「公平義務」を逸脱したとされる国家が、捕獲法上どのように扱われたかである。湾岸諸国は、イランにより中立義務違反を犯していると非難された。イランは、それらの国家が「イラクの侵略」を支援しているとして、それらの国家の港に出入りするタンカーへの「攻撃」は、侵略を支援していることの帰結であると正当化した。<sup>(81)</sup>しかし、イランが指摘するような「中立義務」違反の帰結として、当該国家の商船が、敵国商船（敵性を有する）とみなされることはあっても、その結果商船への攻撃が正当化されるわけではない。後述のように、タンカー攻撃の根拠は別に求められるべきである。また、それらの湾岸諸国へ向かって航海する商船が臨検を受け、その積荷が没収されることがあつたが、これも積荷の最終目的地がイラクと推定されることが問題なのであつて、中立義務違反の結果として、捕獲措置実施において特別な不利益をこうむつているとは言えない。またイランは、米国が「中立義務」に違反しているという非難を行つてゐるが、米国に対する実質的な復仇・報復は行つていない。

以上のように、第三国へのイランの法的対応が政治的思惑により、必ずしも一貫性を持たなかつたことから、中立義務に違反した第二国の中立法上の取り扱いについて、イラン・イラク戦争の実行から明らかになることは少ない。しかし、一応、次のような考え方が最も説得力あるものと考えられよう。すなわち、「非交戦状態」は事実上の状態であつて、法律上の状態ではない。<sup>(82)</sup>したがつて、「非交戦国」は、より積極的な軍事行動によつて一方の当事国に敵対する「紛争当事国」とみなされるようにならない限り、「中立義務」を遵守する真の「中立国」と法的に異なつた取り扱いをうけるわけではない。

(32) Peace, D. L., "Major Maritime Events in the Persian Gulf War (Neutrality, the Rights of Shipping and the Use of Force in the Persian Gulf War)", *Proceedings of the American Society of International Law*, Vol. 82 (1988), p. 148.

(33) Navias & Hooton, op. cit., pp. 63-64.

(34) Heintzchel von Heinegg, W., "Visit, Search, Diversion and Capture: Conditions of Applicability (Introductory Report I)", *Visit, Search, Diversion and Capture; The Effects of the United Nations Charter on the Law of Naval Warfare: Reports and Commentaries of the Round-Table of Experts on International Humanitarian Law Applicable to Armed Conflicts at Sea, Norwegian Navy School of Tactics & Norwegian Red Cross, Bergen 20-24 September 1991 (Bochumer Schriften zur Friedenssicherung und zum Humanitären Völkerrecht, Band 24)* (Heintzchel von Heinegg, W. ed., 1995), p. 58 n. 349.

(35) *Law Regarding the Settlement of Disputes over War Prizes*, 17 November 1987, reprinted in Guttrey, A. de & Ronzitti, N. (eds.), *The Iran-Iraq War (1980-1988) and the Law of Naval Warfare* (1993), pp. 39-40.

(36) Gioia & Ronzitti, op. cit., p. 232.

(37) Peace, op. cit., p. 149.

(38) S/14637, 19 August 1981.

(39) S/17482, 20 September 1985.

(40) S/17496, 25 September 1985.

(41) Peace, op. cit., p. 148.

(42) *Statement by Principal Deputy Press Secretary of the President*, 13 January 1986, reprinted in Guttrey & Ronzitti, op. cit., p. 188.

(43) *Statement by the Assistant Secretary of State for Near Eastern and South Asian Affairs before the Subcommittee on Europe and the Middle East of the House Foreign Affairs Committee*, 28 January 1986, reprinted in Guttrey & Ronzitti, op. cit., pp. 144-146.

(44) *Id.*

- (45) *Answer by the Secretary of State for Foreign and Commonwealth Affairs*, House of Commons Debates, Vol. 90, col. 426, 28 January 1986, reprinted in Guttrey & Ronzitti, op. cit., p. 268.

「また、国外務省が、英國海運協会 (General Council of British Shipping) に助言する所、

「1、英國の政策は、國際海域での航行の自由が支障されぬようだるべく一般原則に依拠してゐる。」  
「2、イランとイラクの間の紛争では、我が国政府の政策は、紛争を長引かせ、悪化させ、武器を、売却せよ、かつ輸出する許可を出すなどしてゐる。英國船舶が英國の港からイラクへ武器を運んでくる海上における跋扈をハハが抱く根拠はな。」

アーティ・スミス、先述の國務大臣議会答弁を繰り返し、その後、

「ハハ、マハ、はたゞこの場合、船舶を燃耗する法的権利を存するが、……英國商船は乗組員の安全に対する抗したり、逃亡したりしな。」

助言した (reprinted in House of Commons, *Third Special Report from the Defense Committee (Session 1986-87): The Protection of British Merchant Shipping in the Persian Gulf*, Report and Memoranda, London 1987, pp. 91-92)。

(46) 脱離した英國海運協会の助言である。

- (47) Parliamentary Paper, 1987-8, HC, Paper 179-II, p. 120, reproduced in BYIL. Vol. 59 (1988) p. 581. See also Gray, C., "The British Position with Regard to the Gulf Conflict (Iran-Iraq) : Part 2", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 40 (1991), p. 467.

(48) Peace, op. cit. p. 149.

(49) *Revue générale de droit international public (RGDIP)* Tome 90 (1986) p. 233.

- (50) RGDIP Tome 91 (1987), p. 139. *Journal Officiel, Assemblée Nationale, Questions*, 16 June 1987, p. 2441, reprinted in Guttrey & Ronzitti, op. cit., pp. 405-406.

イラン・イラク戦争における海上経済戦

Neutrality: Lessons from the Gulf War”, *Ocean Development and International Law*, Vol. 20 (1989), p. 261.

- (52) Greenwood, C. J., “Remarks (Neutrality, the Rights of Shipping and the Use of Force in the Persian Gulf War)”, *Proceedings of the American Society of International Law*, Vol. 82 (1988), p. 159.

(53) 売三「漏洩論文（海上経済戦）」1111回<sup>o</sup>

(54) Greenwood, op. cit., p. 158.

(55) Guttry & Ronzitti, op. cit., pp. 118.

(56) *Id.*, p. 119.

(57) Gioia & Ronzitti, op. cit., p. 239.

(58) *Statement by the Secretary of Defense*, 29 April 1988, reprinted in Guttry & Ronzitti, op. cit., pp. 196-197.

(59) イラハジの度重なるタンカー攻撃を受けたクウェートは、一九八七年初頭に、安保理常任理事国の各国に、本国タンカーの保護を要請した。それを受けて、米国が一一隻のクウェート国有タンカーの船籍を米国に変更する、いわゆる「米国化」のタンカーに本国海軍による保護を与える約束をした。その他、ホーリー・リビングストン、英國の二隻のタンカーの船籍変更を承認した。船籍変更については、Nordquist, M. H. & Wachenfeld, M. G., “Legal Aspects of Reflagging Kuwaiti Tankers and Laying of Mines in the Persian Gulf”, *German Yearbook of International Law*, Vol. 31 (1988), pp. 138-164; Wolfson, R., “Reflagging and Escort Operations in the Persian Gulf: An International Law Perspective”, *Virginia Journal of International Law*, Vol. 29 (1989), pp. 387-399 を参照のこと。

(60) ハルバード・リーフは、主要海軍国による署名されたが、批准がされず未発効となること。そのため、例えば後述の英國のハーバード「護送」の権利を行使する国家もある。立派艦艇による本国商船保護の権利については、艦長『前掲書』117回以下を参照のこと。

(61) 口ハシハリハリダ、次の二つの規定となる。

「六一条 本国艦船の護送を受けた立派船舶に対する臨検を免除する。護送軍艦指揮官は交戦国軍艦指揮官の要請があつれば、該船舶の性質などに載貨に関する臨検によって知りうるあらぐての情報を書面をもつて通知しなけ

れせなんひなご。」

「(六) 護送軍艦指揮官による前条の保証に対する嫌疑を交戦国軍艦指揮官が有するときは、交戦国軍艦指揮官は、  
その旨を護送軍艦指揮官に通知する。その場合には、護送軍艦指揮官が単独で、疑いのある船舶またはその載貨の検証  
を行ふ、検証の結果を調書に記録し、謄本一通を交戦国軍艦指揮官に交付する。交戦国軍艦指揮官が、調書の記す事実  
により被護送船舶の一以上を捕獲しつゝと判断する場合には、護送軍艦は当該船舶への保護を撤回しなければならな  
い。」

(62) イタリアも同様の立場をとり、ロハシハリの関連規定は慣習法規則であるとしたが、実際には、イタリア海軍の護送艦  
隊司令官立候のトド、イラン臨検士官がイタリア商船を臨検する権利を認めないとした。この交戦国士官による臨検の  
権利は、ロハシハリでは認められてゐる。See Gioia & Ronzitti, op. cit., p. 238.

(63) *Statement by the Assistant Secretary of State for Near Eastern and South Asian Affairs before the Subcommittee on Europe and  
the Middle East of the House Foreign Affairs Committee, 19 May 1987, reprinted in Guttry & Ronzitti, op. cit., pp. 146-155,*  
149.

(64) Secretary of Defence, *A Report to the Congress on Security Arrangements in the Persian Gulf, 15 June 1987, reprinted in  
Guttry & Ronzitti, op. cit., pp. 158-172, 171.*

(65) H. C. Weekly Hansard, Vol. 120 col. 546, 2 Nov. 1987 cited in Gray, C., "The British Position with Regard to the Gulf  
Conflict", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 37 (1988), p. 425.

(66) Peace, op. cit., pp. 149-150; Guttry & Ronzitti, op. cit., pp. 158-172, 166.  
(67) Gray, op. cit., p. 425.

(68) *RGDIP Tome 91* (1987), p. 139; Guttry & Ronzitti, op. cit., pp. 405-406.

(69) Lauterpacht, E., "The Legal Irrelevance of the "State of War", *Proceedings of the American Society of International Law*,  
Vol. 62 (1968), p. 58.

(70) 真田金「第1次大戦後の武力紛争における第11回船舶の捕獲 (1) (1)・(2)」『法的論衡』 118巻1号六八頁 119

第三回 第二回に參照のこと。

- (71) See Greenwood, C., "The Effects of the United Nations Charter on the Law of Naval Warfare (Introductory Report II)", in Heintzschel von Heinegg, op. cit., pp. 161-162.
- (72) Schindler, D., "State of War, Belligerency, Armed Conflict", *The New Humanitarian Law of Armed Conflict* (Cassese, A. ed., 1979), pp. 3-20.
- (73) Gioia & Ronzitti, op. cit., p. 221. すなはち、ハ・イ・ア・ク・国が、一九八七年 [〇四] 四月、外交關係を形式的に「敵國」とする。
- (74) 例へば、ハ・ジ・ム・捕獲の問題は、「ハ・ル・戦争状態にある國家」の屬する物語の用語を示す。Law Regarding the Settlement of Disputes over War Prizes, op. cit., § 3.
- (75) グロー・ハ・ウ・シ・ム・ヤ・ハ・ク・制限範囲、「戦争」戦争の戦争状態の語を用ひ、[事実上の戦争状態] とする語を用ひる。Greenwood, C., "The Concept of War in Modern International Law", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 36 (1987), pp. 293-294
- (76) Guttry & Ronzitti, op. cit., pp. 244-245; Gray, op. cit., pp. 420-422.
- (77) 禁制品は伝統的に、軍事目的の利用を絶対的禁制品とし、軍民通用に用いられる条件付禁制品がある。これらは「だか、今日の捕獲法では、この区別は解消している。〔敵對禁制品〕『國際關係法辭典』[1]細説、四八四頁を参照のこと。See also Gioia & Ronzitti, op. cit., pp. 232-233.
- (78) Guttry & Ronzitti, op. cit., pp. 25-26.
- (79) S/PV. 2546 (1 June 1984)
- (80) Gioia & Ronzitti, op. cit., p. 232.
- (81) S/16585, 25 May 1984.
- (82) Gioia, op. cit., p. 77.

### 三 商船の攻撃

捕獲と封鎖を中心とした伝統的な海上経済戦は、二度の世界大戦を経て大きな挑戦を受けていると言われている。例えば、潜水艦や航空機の登場により、水上艦中心の海軍力を前提とした伝統的な捕獲制度を維持することが困難になつた。また、レーダーなどによる管制能力の向上や対艦ミサイルの発達により、伝統的な方法で海上経済戦を実施する際の水上艦の安全確保が困難になつた<sup>(83)</sup>。そこで、両次大戦の実行では、無差別潜水艦戦による無警告での商船攻撃、長距離封鎖、および戦争水域の設定など、新たな形態による通商破壊が行われるようになつた。先に述べたように、これらの新しい実行は伝統的海戦法規から大きく外れたものであつたが、その国際法上の評価は不確定であつた。イラン・イラク戦争でも、両次大戦と同様に無警告での商船攻撃や戦争水域の設定が行われた。そこで、イラン・イラク戦争におけるこれらの「新しい」形態の海上経済戦の実行を検討し、それらの法的妥当性、および伝統的な海上経済戦措置との関係を考察することとする。

#### 1 海上排除水域と戦争水域

イラン・イラク両国は、海上での船舶の航行を規制するための海上排除水域および戦争水域をそれぞれ設定した<sup>(84)</sup>。

##### ① イランの海上排除水域

イランは、開戦直後にイラクのペルシャ湾への開口部を封鎖し、イラクに向かうすべての海上交通を禁止した<sup>(85)</sup>。これは一九八〇年九月一二日の海軍司令官布告で確認された<sup>(86)</sup>。同じ布告により、イランは自国沿岸部を防衛する目的で

海上排除水域を設定した。この水域は、イランの沿岸部に四〇海里の幅で設定され、イランに向かう船舶以外は、同水域に立ち入ることが禁止され、立ち入った船舶の安全は保障されないと警告された。<sup>(87)</sup>さらに同水域に立ち入り、イランの港湾に出入りしようとする船舶は、イラン当局の厳しい規制の下に服さなければならないこととなつた。

このようなイランによる海上排除水域の設定は、自国沿岸に防衛水域として設定されたものであり、第二次大戦で見られたような、あるいはイラクが設定するような、敵国の通商を断絶する目的で設定される水域ではない。さらにこの水域は、イランの港湾に向かう船舶以外の立入を制限するものであるが、クウェートやサウジアラビアなど、ペルシャ湾岸の第三国港湾へ向かう船舶には、通航可能な公海上の航路が残されていた。また、排除水域に立ち入った船舶の安全は保障しないと警告しながらも、イランはそのような水域侵犯船を無警告で攻撃することは述べていない。<sup>(88)</sup>よつて、イランの排除水域は防衛目的で設定された必要最小限の制約であり、国際法上の嫌疑はないと言われている。<sup>(89)</sup>

## ②イラクの戦争水域

それに対してもイラクも、一九八〇年一〇月七日に戦争水域の設定を発表した。<sup>(90)</sup>これはペルシャ湾最深部の北緯二九度三〇分以北を立ち入り禁止の海域とみなすものである。また八四年二月にイラクは再び警告を発して、イラン最大の石油積出基地であるカーゲ島を封鎖すると通告し、同島に接近しようとする船舶をすべて攻撃すると発表した。<sup>(91)</sup>

イラクの戦争水域は、敵国近海の水域で「発見次第の攻撃」を行うことを目的として設定されている。イラクは主として次の二つの根拠で戦争水域の設定を正当化しようとした。第一に、国際法上「武力紛争の当事国が敵国の港を封鎖する権利」が認められており、イラクはこのような封鎖を行つてゐるにすぎないということ。第二に、イランはイラク領海の自由航行を違法に妨害しており、イラクによる封鎖（戦争水域設定）はこれに対する復仇であるという

点である。

まずイラクは、戦争水域設定を封鎖であるという根拠で正当化しようとした。しかし、イラクによる戦争水域設定が、主張されるような伝統的「封鎖」であるとは考えられない。伝統的海戦法規では、封鎖は、海上で実効的に維持される必要があるが、イランによる封鎖のために、イラク海軍は海上での軍事行動が事実上不可能となつており、この戦争水域は空軍力によつてのみ維持された。<sup>(92)</sup>さらに、伝統的な海戦法規では、封鎖侵犯を行う船舶であつても警告なく攻撃の対象とされるわけではない。封鎖侵犯船は、捕獲と没収の対象になるのみであり、例外的に破壊の対象になることがあるものの、捕獲の後に、乗員の安全を確保した後で破壊されるにすぎないのである。<sup>(93)</sup>

またイラクは、戦争水域が伝統的封鎖とは異なるとしても、かかる水域の設定は慣習法上認められるようになつたとも述べる。<sup>(94)</sup>伝統的な海戦法規は、兩次大戦を経て大きく変化しており、戦争水域制度も、第一次・第二次世界大戦で多用され、今日では法的に許容されるというのである。しかし、仮にそのような水域制度自体が認められるとしても、イラクの水域設定は国際法に反するというべきであろう。なぜなら、戦争水域設定が今日では法的に可能であるとする論者も、水域設定の「合理性」をその合法性の条件としているが<sup>(95)</sup>、イラクの水域設定は、ペルシャ湾という最も通航量が多く、第三国船舶の通航を阻害する可能性が高い水域で、安全な通航路を設定せず、かつ水域に立入つた船舶を事前の警告なく攻撃するというものであり、「合理的」とは言えないからである。<sup>(96)</sup>

さらに、イラクによる戦争水域設定が戦時復仇 (belligerent reprisal) として認められるかどうかであるが、これも次の二つの理由で否定されるべきであろう。<sup>(97)</sup>第一に、イランがイラク沿岸を封鎖した行為が、イラクの主張するような違法行為であるかどうか疑わしいという点である。イランの封鎖が合法的であれば、復仇を援用することができないのは当然である。第二に、仮にイランの封鎖が違法であり復仇が成り立つとしても、中立国商船を含む広範な船舶

に対して、事前警告なしに攻撃することが、イランによるイラク沿岸封鎖と均衡するものとは考えられない。第三に、伝統的な戦争法の下でも、そもそも敵国の違法行為に対し、中立国にまで影響の及ぶ復仇が許容されるかどうか疑わしいとされている。<sup>(98)</sup>

戦争水域がこのように国際法上問題とされるのは、商船に与えられるべき保護を、その水域内で排除するという効果を持つからである。しかし、イラン・イラク戦争では、商船への攻撃は排除水域・戦争水域に限定されなかつた。イランの排除水域設定の効果により、ペルシャ湾を航行する船舶のうち、イランに向うもの以外は原則としてすべてが同水域外を通航したため、イランによるタンカー攻撃は主として排除水域の外側で行われた。イラクの商船攻撃は、当初は宣言された戦争水域内のカーグ島周辺に集中していたが、イランが石油の積み出し拠点をペルシャ湾の南部へと変更するにしたがつて、タンカー攻撃は、戦争水域外でも実施されるようになり、最終的には戦争水域の意義は薄れた。

戦争水域概念そのものの妥当性にも疑問が残るところであるが、そもそも商船攻撃において当事国がそのような戦争水域にさえ依拠しなかつたのであるから、水域の妥当性とは別に、商船攻撃そのものの合法性を考慮する必要がある。

## 2 商船攻撃の合法性

イラン・イラク戦争において、第三国の通商上の利益を最も脅かしたのは、イラン・イラク両国によつて行われたタンカー攻撃である。イラン・イラク両国は、一九八四年三月頃から、タンカー攻撃を開始した。両国ともに、外貨収入の大部分を石油の輸出に依存しており、タンカー攻撃はこうした外貨収入を断つて、敵国の戦争継続能力を低減

させることを目的としていた。戦争を通じて、被害を受けた商船は、約四〇〇万総トンに達するが、攻撃を受けた商船のうち三隻が沈没し、五〇隻がほとんど完全に破壊されたという。<sup>(99)</sup>

イラクが攻撃対象としたのは、主としてイランの港、石油積出基地に出入りするタンカーであった。また、イラクによる攻撃の被害を受けた船舶のほとんどが、イラン船籍であるか、またはイランに傭船（チャーター）された船舶だつた。<sup>(100)</sup> それに対してもイランは、ペルシャ湾沿岸の第三国（クウェート、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、カタールなど）の港および施設に入りするタンカーを攻撃対象とした。イランが緒戦において、イラクの沿岸石油輸出施設を破壊し、イラクのペルシャ湾沿岸部を完全に封鎖していたため、イラクはタンカーによる石油の海上輸送を放棄し、パイプラインによる陸上輸送に切り替えていた。そのためイランは、第三国に入りするタンカーを攻撃したのである。これは、それらの第三国による石油輸出の利益の一部が、イラクの戦争継続のために還流されているからだと説明された。<sup>(101)</sup>

このようなイラン・イラク戦争における商船への無警告の攻撃は、伝統的な海戦法規においては許容されない。軍艦や補助艦が交戦国の攻撃の対象となるのに対して、商船は捕獲措置に付され、停船・臨検の拒否や封鎖侵犯といった特別の場合を除けば、原則として攻撃対象とならないとされてきたのである。例外的に破壊の対象となる場合も、警告の後、乗客や乗員の安全を確保するための十分な予防措置をとったうえで許容される。<sup>(102)</sup> そのような商船の破壊は、あくまでも捕獲の延長上の措置であって、軍艦や補助艦に対してとられる無警告の攻撃措置とは明確に区別されきた。<sup>(103)</sup>

しかし、このような海戦法規の商船保護規定は、第二次世界大戦の実行において、双方の当事国により甚だしく無視され、その妥当性を疑問視する学説も多く見られた。<sup>(104)</sup> 軍事物資の輸送にあたる交戦国および中立国商船は、交戦国

の戦争遂行努力に統合されているのであるから、当然攻撃目標とされうるというのである。しかし他方で、第二次大戦での実行については、当事国がこれを「復仇」の概念により正当化しようとしていることから、「新しい」実行は、商船を保護する伝統的海戦法規の規則には影響を及ぼさないとも考えられる。第二次世界大戦における実行により、海戦法規に関する新たな慣習法が成立したかどうかについては議論が分かれているのである。

このような法的不明確さが残る状況は第二次世界大戦後長く続いた。しかし、一九八〇年代以降、フォーカランド戦争やイラン・イラク戦争での海戦の実行を契機に、海戦法規に「新展開」が見られると言われる。<sup>(15)</sup>これによると、「保護カテゴリーとしての商船」の概念が消滅し、商船といえども敵国に軍事的貢献を行っている場合には攻撃対象になるというのである。海戦法規における「カテゴリー別目標区別基準」から「機能的目標区別基準」への転換である。この新展開（新しい慣習法の形成）を証明する各国の法的確信（opinio juris）の転換は、まず各国のマニュアルに見られ、いわゆる「海上武力紛争法に関するサンレモ・マニュアル」において一応の到達点に達したと考えられる。例えば、イラン・イラク戦争においてもその傾向が見られ、商船攻撃そのものが非難されているのではなく、当該商船の果たす機能（軍事的貢献、戦争遂行努力への統合）に着目した取り扱いの区別が行われているという指摘もある。<sup>(16)</sup>

### 3 海上経済戦と商船攻撃の関係

海上経済戦は、通商破壊により敵の戦争継続能力を低減させる目的で行われる戦闘行為であるが、海上戦闘技術の発展により、伝統的に認められた捕獲や封鎖をこえて、商船の無警告攻撃や、戦争水域の設定などが実施されるようになった。現在では一定の限度でそうした商船攻撃を法的に許容するような新しい傾向が見られる。

従来の海戦法規では、軍艦や補助艦を対象にして行われる攻撃と、商船を対象にして行われる捕獲行為は、その目

的、および許容される手段などが、厳密に区別されていた。しかし、海戦法規における「機能的目標選定基準」の導入は、このような船種カテゴリーに基いて戦闘手段を区別するという基本的枠組みに影響を及ぼす可能性がある。そこで、いかなる場合に商船攻撃が可能になるのか、さらに商船攻撃が一定の場合に可能とされるのであれば、そのような商船攻撃と伝統的な海上経済戦とがどのような関係にあるのかを考察する。

例えば、伝統的に捕獲対象とされていたような商船は、程度の差はあれ敵国の戦争継続を支援するのであるから、敵国商船であるか中立国商船であるかを問わず攻撃可能であるといふことになれば、捕獲措置はもはや商船攻撃の代替手段でしかなくなり、捕獲法の独自の目的と機能は失われてしまう。しかし、このような極端な解釈は現実には採用されていない。いずれの国家のマニュアルも、またサンレモ・マニュアルも、商船の攻撃が可能となる状況と同時に、伝統的な捕獲手続きについても規定し、攻撃目標とされない商船については、伝統的な捕獲法の手続きにより対処することが当然の前提になっている。

そこで、いかなる場合に商船攻撃が可能であるのかが問題となる。各国マニュアルの規定、またサンレモ・マニュアル起草における議論を考慮すると、伝統的海戦法規においても攻撃が可能とされていた場合（敵対行為への直接の参加、臨検搜索の拒否、交戦国軍艦による護送などの場合）以外に、商船が攻撃対象となりうる場合として、二つの異なるた状況が想定されているように思われる。第一に、敵国の「戦、遂行努力（war-fighting effort; belligerent war effort）への統合」、または「軍事活動への効果的貢献（effective contribution to military action）」<sup>(107)</sup> という状況、第二には、敵の「戦、継続努力（war-sustaining effort）への統合」<sup>(108)</sup> という状況である。

このうち前者の状況は、多数の国家により受け入れられている基準であると考えられる。例えばサンレモ・マニュアルでも、ある商船が敵国の「軍事活動に効果的な貢献」を行う場合に、それが敵国商船であれば軍事目標とされ攻

撃対象となり、中立国商船であれば、予防措置を講じることができない場合に攻撃可能となると規定している。このような「軍事活動への貢献」という状況について各国マニュアル等で例示される具体的活動は、軍事物資の輸送、部隊の輸送、および洋上補給などである。いずれの例も、敵国の軍事行動と直接の結びつきが存在し、軍事行動に「効果的」に貢献している場合に限られている。<sup>(10)</sup>「戦争遂行努力」への統合という状況も、同様に解釈される。

商船攻撃が可能となる状況を、このように狭く理解する限り、伝統的海上経済戦との相違は明確である。この場合、攻撃可能となる状況は、伝統的海戦法規でも「補助艦」概念を用いて攻撃目標とされたような「軍事行動への直接参加」と同一視されうる程度の密接な関与、またはそれに近い軍事活動への実質的な貢献である。それに対して捕獲は、攻撃目標となりえない商船に対して行われる。商船が攻撃可能となる状況をこのように解するならば、捕獲の妥当する範囲は、伝統的捕獲法の予定する範囲と実質的に違いがない。少なくとも、そのような範囲で認められる商船攻撃は、敵国の戦争継続能力そのものを低減させるという海上経済戦とは区別して考えることができる。

しかし、商船攻撃が可能となる状況を、第二の場合、すなわち「戦争継続努力への統合」を含むと考えると、海上経済戦との関係が問題になる。第二次世界大戦、あるいはイラン・イラク戦争で問題とされた商船攻撃は、このようない解釈によつてのみ正当化可能なものであつて、国際法上重要なのはむしろこの後者の解釈が妥当かどうかであろう。敵の「戦争継続努力」に統合された商船も攻撃目標とみなしうるという広義の解釈は、米国海軍の一九八七年マニユアルに見られるとともに、サンレモ・マニュアルの起草過程においても、提案されている。この「戦争継続努力」という語は、先の「戦争遂行努力」よりも広範囲の活動を含んでいる。米国マニュアルの注釈によると、それは「間接的であつても効果的に交戦国の戦闘能力を支援し支持する努力」であるとして、「兵器の生産に使用される原料の輸入<sup>(11)</sup>」や「売上利益が武器弾薬を購入するため交戦国によつて用いられる製品の輸送<sup>(12)</sup>」などが例示されている。また、

サンレモ・マニュアルの起草過程においても、「戦争継続努力の支援」という概念によつて内包しようとした状況は、例えば「敵国軍隊に燃料を供給するタンカー活動」のような軍事活動への直接的な貢献ではなく、「紛争が長引く場合に、敵国の輸出経済に組み込まれた商船」が果たすような貢献であると説明されている。<sup>(13)</sup>

こうした立場が強く主張されるようになつたのは、イラン・イラク戦争におけるタンカー攻撃の実行を契機としていると言えるだろう。この紛争では、当事国は敵の唯一の外貨獲得手段である石油の輸出を阻止することによって、敵の戦争継続能力を絶とうと考えたのである。しかし、サンレモ・マニュアルでは、この広義の解釈は採用されることはなかつた。その主な理由は、商船攻撃を可能とする場合の例を列举した規定の「残余規定」としては曖昧で広範に過ぎること、さらに<sup>(14)</sup>両次大戦で行われた実行は、確かにこの解釈と一致しているが、慣習法を形成するには至つていないと考えられたことである。また、このような軍事活動への「間接的」な関与を根拠として攻撃を可能とすることは、一九七七年の第一追加議定書に定められた軍事目標の定義とも合致しない。<sup>(15)</sup>輸出による戦争遂行の財源取得は、実際の軍事行動との結びつきがあまりに遠く、それへの攻撃は到底許容されるものではなかつたのである。

こうした見地から見れば、イラン・イラク戦争において、石油輸出に従事するタンカーを攻撃した実行は、新しい目標区別原則によつても正当化されないことになる。イラン・イラク両国の実行は、既存の海戦法規を無視した、また発展途上の新しい国際法によつてさえ正当化されえない、違法行為であると言うほかない。<sup>(16)</sup>また、仮にイラン・イラク戦争のタンカー攻撃が、正当化されうるとしても、この事例の特殊性を見過<sup>(17)</sup>してはならないだろう。両国ともに産油国であり、石油輸出がまさに戦争継続を可能とする唯一の手段であつたが、「輸出＝外貨取得＝戦争継続能力の増大」という関係が、これほど明確である產品の例が「産油国にとつての石油」の他に存在するか疑問である。したがつて、イラン・イラク戦争におけるタンカー戦争の例を一般化するべきではなかろう。

商船攻撃が可能となる状況を柔軟に解釈すると、先に述べたように、敵の戦争継続能力を低減せることを目的とした「海上経済戦」と、敵軍事力の直接の破壊を目的とした「攻撃」との区別は曖昧になる。もとより、海上経済戦に戦闘手段としての独自の意義が認められるのは、商船が特別な保護対象とされ、原則として攻撃から免除されるという前提があつたからである。したがつて、商船の船種カテゴリー別の保護が認められない場合に、攻撃と海上経済戦との関係が見直されるべきではないのは間違つてもない。しかし、結局のところ、そのような海上経済戦を無意味にするような柔軟な解釈は多数の支持を集めることは間違えないだらう。交戦国の戦争の利益と、戦争によって阻害されではならない中立国の権利とのバランスを維持しながら発達してきた海戦法規の意義は、今日でもなお支持されるべきなのである。

## 註

- (83) Glunawalt, R. J., "The Rights of Neutrals and Belligerents", *Ocean Development and International Law*, Vol. 19 (1988), p. 307.
- (84) 同様の水域は、第一次、第二次世界大戦時にイギリスやドイツなど主要な戦闘国が、商業戦争でも、イギリスとアルゼンチンがそれぞれ設定した。戦争水域の概念の發展について、Fenwick, op. cit.; Leckow, R., "The Iran-Iraq Conflict in the Gulf: The Law of War Zone", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 37 (1988), pp. 629-644; Politakis, G. P., "Waging War at Sea: The Legality of War Zones", *Netherlands International Law Review*, Vol. 1991 (1991), pp. 125-172 を参照のよう。
- (85) ハジの封鎖は、戦争終了まで実効的に維持されたが、伝統的な封鎖の要件（公式の布告、実力による維持）を満たしてゐる。参考文献上許容されねばならぬ。
- (86) *Notice to Mariners No. 17/59, 22 September 1980, reproduced in Guttry, & Ronzitti, op. cit., p. 37.*
- (87) *Id.*

イラン・イラク戦争における海上経済戦

- (88) *Id.* pp. 20-21.
- (89) Leckow, op. cit., p. 639.
- (90) Guttry & Ronzitti, op. cit., p. 72.
- (91) *Id.* p. 73.
- (92) たゞし、船軍力によつての封鎖を実効的に維持するにかかるわざ、「封鎖」は必ず「水上艦」によつて維持されしなければならぬから、イラクによる封鎖を国際法上違法であるとするのは形式的に過剰なるの見解もある。  
*See* Glunawalt, op. cit., p. 307.
- (93) 例へば一九〇九年の「海戦法規に関するロハムハコロ」第111条、一九二二年の「潜水艦・毒ガス条約」(未発効) 1条1項、一九二五年の「潜水艦議定書」。
- (94) Leckow, op. cit., p. 637.
- (95) *Id.*
- (96) *Id.*; Guttry & Ronzitti op. cit., pp. 75-76.
- (97) Leckow, op. cit., pp. 637-638; Guttry & Ronzitti op. cit., pp. 64-65.
- (98) 田畠誠一『国際法III・新版』有斐閣、一九七〇年、11156頁以下参照の如く。
- (99) Russo, op. cit., p. 381.
- (100) Peace, op. cit., p. 147.
- (101) ベラヘザ、サウジアラビアやクウェートを、「イラクに多額の財政的物質的資源を送りつけており、イラクがペルシヤ湾の通商を脅かすのを支援しておれながら、それでもイラクの侵略を明白に支援してゐるの帰結から逃れようとしている」(S/16585, op. cit.) と非難してゐる。
- (102) 潜水艦議定書。
- (103) 真山「前掲論文(新展開・I)」111頁。
- (104) 同上111頁。

(105) 「同（新展開・11）」1111～1116頁。

(106) 例えれば、イラクは一九八五年に「『イランの軍事機構を支援すべし』中立国商船は中立性を喪失すべし」との宣誓を行つてい  
る。「同（新展開・11）」1110頁を参照のこと。

(107) 米国海軍の一九八七年マニュアル(US Navy, *Annotated Supplement to the Commander's Handbook on the Law of Naval Operation (NWP9A)*, para. 8.2.2.2)、カナダの一九八四年マニュアルの表現が見られる。「同（新展開・11）」1111～1114頁。また、サンレモ・マニュアルの起草過程において提案された報告者案でも、敵国商船と中立国商船の両方に亘りて、攻撃が可能となる場合の条件として、この用語を、次の「戦争継続努力」とならんで用いてゐる(*San Remo Manual*, para. 60.1, 67.1)。

(108) 一九九一年のドイツ軍統合マニュアルでの用語(真山「前掲論文（新展開・11）」1114～1115頁)。サンレモ・マニュアル  
でも、最終的な文言ではこの用語が用いられた。すなわち

「パラグラフ六〇 次の行動は、敵国の商船を軍事目標にする。

… (a) その他の方法で軍事活動に効果的に貢献する。例えば、軍事物資の輸送。」

「パラグラフ六七 中立国の旗を掲げる商船は、次の場合を除くほか、攻撃してはならない。

… (4) 他の方法で、例えば軍事物資を輸送する」とによつて、敵国の軍事活動に効果的に貢献しており、かつ、攻撃する側の部隊にとって、乗客と乗組員を安全な場所に先に置くことが実行可能ではない。事情が許すならば、商船は、航路の変更、荷降ろし、または他の予防措置をとることができるようだ。警告が与えられるべきである

(109) この用語は、サンレモ・マニュアルの起草過程で報告者提案、「戦争遂行努力」と並んで用いられてゐる。また、*(San Remo Manual*, para. 60.1, 67.1)、一九八七年の米国海軍マニュアルにも見出される(NWP9A para. 8.2.2.2; 真山「前掲論文（新展開・11）」1111頁)。

(110) 真山「前掲論文（新展開・11）」1111～1115頁。

(111) NWP9A, pp. 8-12, n. 52.

(112) *Id*, pp. 7-23, n. 90.

(113) *San Remo Manual*, para. 60.9.

(114) *Id.*, para. 60.11.

(115) 一九七七年の第一追加議定書では、軍事目標は、「物のいたり」その性質、位置、用途または使用が軍事活動に効果的貢献する物で、その全面的または部分的な破壊、奪取または無効化がその時点における状況下において明確な軍事的利益をもたらすもの」と定義われ。これでいへ「効果的に（貢献する）」ところ語の挿入は、こわゆる「総力戦」の概念によつて敵国民の「抗戦義務」や敵国経済全体を攻撃目標とするべきを禁止する意味があ。See Oetar, S., "Methods and

Means of Combat", *The Handbook of Humanitarian Law in Armed Conflicts* (Fleck, D. ed., 1995), pp. 155-158, para. 442.

(116) Jenkins, M., "Air Attacks on Neutral Shipping in the Persian Gulf: The Legality of the Iraq Exclusion Zone and Iranian Reprisals", *Boston College International & Comparative Law Review*, Vol. 8 (1985), No. 2, p. 542; Leckow, op. cit., pp. 637-638. But see Roach, J. A., "Missiles on Target: The Law of Targeting and the Tanker War (Neutrality, the Rights of Shipping and the Use of Force in the Persian Gulf War)", *Proceedings of the American Society of International Law*, Vol. 82 (1988), p. 156.

(117) 意味は異なるが、イラク・イラク戦争の実行を一般化するべくせざるより見解にて。*San Remo Manual*, op. cit., para. 60.8 を参照のこと。

むすびにかれて

イラン・イラク戦争における海戦および海上経済戦について、国際法的な評価を下すのは困難である。

まことに、両当事国は、伝統的海戦法規によつては正当化されえなか多々の「逸脱」行為を行つたが、その由たる要因が、両国の戦争法を遵守する意志の薄弱さにあることは間違ひないだらへ。これは陸上戦におけるわざわざ的な交戦法規違反を見れば明らかである。また第三国側も、多くの国が当事国の方を公然と支援しており、伝統的中立法規が

誠実に遵守されたとも言い難い。そのような政策の背景には、例えばイラン・イスラム革命の影響拡大への懼れ、ソ連のペルシャ湾地域への影響力拡大の阻止、あるいは先進各国への石油輸出の確保の絶対的必要性など、さまざまな政治的要因が考えられる<sup>(14)</sup>。したがって、紛争当事国と第三国行動がどの程度法的に意味のあるものか慎重に吟味しなければならないだろう。また、関係国が、伝統的な海戦法規や中立法規とは一致しない実行において、新しい慣習法に従っているという確固たる法的確信に基づいて行動していたかどうかは不明確である。イラン・イラク戦争の実行の評価において、この点に十分注意する必要がある。

しかし、イラン・イラク戦争における海戦の実行が、国際法、特に海戦法規に果たした影響は、少なくない。むしろ戦争と相前後して始まつた各国海軍のマニュアル改定などを通じて、海戦法規の新展開の契機となつたとも言え、その国際法上の意義は見過せない。

イラン・イラク戦争により明らかになつた点を挙げるなら、まず今日の国際法の下でも、伝統的な海上経済戦の諸措置は有効に行使されうるということである。国際法上議論はあつたが、戦争が違法化され、集団安全保障システムが導入された今日の国際社会においても、少なくとも安保理が「侵略国」を認定しない限り、海上経済戦は伝統的な中立法規に則つて行われるのである。また、その場合、形式的な「戦争状態」の存在は必要ではない。その他、継続航海主義や護送の権利など、捕獲法におけるいくつかの論点に、一応の解答が見られた。

その一方で、両次大戦で見られたような、伝統的な海上経済戦措置をこえ、商船攻撃によつて敵国の戦争継続能力を低減させることが許容されるかについては、イラン・イラク戦争の実行は必ずしも明確な答えを示さない。確かにこの戦争後は、商船の「カテゴリー別保護」から「機能的目標区別原則」への移行が見られ、商船であつても果す機能によつては攻撃対象となりうるという考え方が有力となつてゐる。しかし、例えばイラン・イラク戦争におけるタ

ンカー攻撃のような事態が合法とされるのであれば、伝統的な海上経済戦の制度が、根本的な構造転換をせまられることは明らかであろう。例えば、「禁制品」は「武力紛争の用に供される」物資と定義されるが、そのような禁制品を運搬する船舶の戦争継続への貢献度は、少なくとも石油の輸出により戦争継続の財源確保に協力するタンカー（敵国商船、場合によつては中立国商船）のそれと遜色ない。したがつて、このようなタンカーへの攻撃が許されるとすれば、捕獲可能なあらゆる商船への攻撃も可能とされてしまふと考えらる。そうなれば伝統的な海上経済戦が果たす独自の役割は消滅してしまふであろう。

今のところは、このように商船の攻撃を大幅に許容するような考え方は多数を占めていないようである。しかし、商船攻撃が当該船舶の機能によつては可能とされる場合があるという主張は、このイラン・イラク戦争の実行を契機として主張されたものであり、この戦争でのタンカー攻撃が国際法上許容されると考える論者もある。<sup>(120)</sup>よつて、海上における目標区別原則に関する議論が今後どのような展開を見せるかが、海上経済戦の現代国際法における意義を見極めるうえで重要になつてくるのである。

### 註

(118) イラン・イラク戦争における、戦争法違反の一般的問題については、藤田「国際人道法・新版」[15]頁以下を参照のこと。

(119) イラン・イラク戦争の政治的背景については、Joyner, C. C. (ed.), *The Persian Gulf War: Lessons for Strategy, Law and Diplomacy* (1990) を参照のこと。

(120) E.g. Roach, op. cit.